

# これから子供食堂を実施しようと考えている方へ

第2回目

## 令和3年度 和歌山子供食堂支援事業

子供の健やかな成長の促進を図るために、食事の提供を通じて子供の居場所や地域における交流拠点としての機能が期待される場所を提供する団体等に対し、補助金を交付します。

### 概要

補助対象となる団体	<ul style="list-style-type: none"><li>・子供の支援を目的にしているNPO法人その他の団体であること。</li><li>・代表者が明らかになっていること。</li><li>・団体固有の通帳を有することその他団体の財産管理が明確になっていること。</li><li>・1年以上継続して子供食堂を実施する見込みがあること。</li></ul> <p>※申請者又は団体の役員が和歌山県暴力団排除条例第2条第3号の暴力団員等若しくは同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者に該当する場合、又は禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者若しくはその刑の執行を受けることのない者であるまでの者に該当する場合は、交付の決定を行いません。</p>
補助対象となる子供食堂の条件	<ul style="list-style-type: none"><li>・月1回以上定期的に実施すること。</li><li>・団体の構成員の3親等以内の親族を除く5世帯以上の子供が利用する見込みであること。</li><li>・責任者を1人配置し、食中毒予防、防災等に配慮すること。</li><li>・子供の保護者から、食物アレルギー、健康情報及び緊急連絡先を事前に確認すること。</li><li>・利用の対価は、無料又は材料費の実費負担とすること。</li></ul>
対象経費 (事業実施期間内にかかる経費)	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 子供食堂開設に当たっての設備及び備品購入費</li><li>(2) 子供食堂開設に当たっての設備改修費</li><li>(3) 食品衛生責任者養成講習会受講費</li><li>(4) 学習支援に要する経費</li><li>(5) 多様な世代交流に要する経費</li></ul> <p>経費の具体的な内容や留意事項については、裏面のとおり。</p>
補助率	1 / 2 (千円未満の端数切り捨て)
補助額	① (1) + (2) + (3) 上限20万円 ② (4) + (5) 上限10万円 ※どちらも子供食堂1箇所につき1回のみ(同時に申請できます)。
募集(申請)期間	令和3年12月22日(水)まで ※申請数が予定を超過した時点で、募集を終了します。

### 注意)

事業の対象となる経費は、交付決定日以降の費用のみです。  
交付決定前に購入した備品等は対象外となります

### 事業についてのお問い合わせ先

和歌山県 福祉保健部 福祉保健政策局 子ども未来課 家庭福祉班  
〒640-8585 和歌山市小松原通1-1  
TEL 073-441-2493



## 対象経費の詳細

対象経費	経費の内容	留意事項
設備及び備品購入費、 設備改修費	子供食堂の開設に当たり必要となる設備・調理用備品・什器類購入費や、会場となる住宅等の設備改修費（初期経費として必要となる備品購入費、改修費）	
食品衛生責任者養成 講習会受講費	子供食堂に食品衛生責任者を設置するために、子供食堂の運営に携わる者が食品衛生責任者養成講習会を受講する際の実費	子供食堂1箇所当たり2名まで。 食品衛生責任者は資格取得後、子供食堂の運営（調理）に原則毎回参加すること。
学習支援に要する経費	学習支援を実施する際に必要となる参考書や備品等の購入費 ※単に子供たちだけで自主学習させるものではなく、少なくとも1名の責任者を配置し、学習に専念できる場を確保した上で、1時間以上行う。	文房具等個人の所有物になり得る物は除く。 子供食堂に配置される共用可能な物に限る。
多様な世代交流に要する経費	食事の提供前又は提供後に、子供が多様な世代との交流を図る催しを行う際に必要となる備品類の購入費	コンピュータゲーム類は除く。

## 事業の流れ

- ① まずは県にご相談のうえ、下記要項のとおり、要望書を県にご提出下さい。
- ② 同補助金交付要綱に基づき審査を行い、事業の採択・不採択を決定し、通知します。
- ③ 採択通知が届いたら、補助金の交付申請をご提出下さい。

県で申請書の審査を行い、交付決定について通知します。

※詳細は和歌山子供食堂支援事業に関するフロー図を参考にしてください。

## 募集要項

- 募集期間 令和3年10月1日（金）～ 令和3年12月22日（水）（予定数を超えるまで随時受付）
- 応募方法 下記提出書類を作成の上、県に提出（郵送等）していただきます。
- 提出書類
  - ① 和歌山子供食堂支援事業採択要望書（別紙1）
  - ② 事業計画書（別紙2）
  - ③ 収支予算書（別紙3）
  - ④ 団体の定款、規約、会則、設立趣意書又はこれに準じるもの（自由様式）
  - ⑤ 役員等に関する名簿（要綱別記第3号様式）
  - ⑥ その他対象経費に関する参考資料（図表やチラシ、写真等）
- 採択方法 申請書を受付次第、審査の上、文書にて結果をお知らせします。